

第13号の2様式記載要領

1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(2)及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和2年旧法人税法」という。）第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

(1) 法人税法第75条の2第1項若しくは令和2年旧法人税法第75条の2第1項（これらの規定を法人税法第144条の8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（法人税法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）において準用する同法第75条第5項又は同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「提出期限の延長の処分」という。）又は法人税法第75条の2第2項若しくは令和2年旧法人税法第75条の2第2項（これらの規定を法人税法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定による法人税法第75条の2第1項各号若しくは令和2年旧法人税法第75条の2第1項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（法人税法第75条の2第8項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合又は同法第75条の2第11項第2号の規定によりこれらの指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更がされたものとみなされた場合を含む。以下(1)において「指定等の処分」という。）があった場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内（通算親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算親法人に対して提出期限の延長の処分又は指定等の処分があった場合における法人税法第75条の2第11項第2号の他の通算法人にあっては、当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から7日以内）

(2) 法人税法第75条の2第5項（令和2年旧法人税法第81条の24第2項及び法人税法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書（令和2年旧法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合（法人税法第75条の2第11項第2号の規定により当該申告書の提出期限の延長についての変更の処分があったものとみなされた場合を含む。） 当該変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（令和2年旧法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

(3) 令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は令和2年旧法人税法第81条の24第2項において準用する令和2年旧法人税法第75条の2第2項の規定による同条第1項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（令和2年旧法人税法第81条の24第3項において準用する法人税法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下(3)において「指定等の処分」という。）があった場合 当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から7日以内

(4) 連結親法人（令和2年旧法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、令和2年旧法人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により令和2年旧法人税法第4条の2の承認があったものとみなされた場合 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内

2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

「 年 月 日から

3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中 となっている箇所について 年 月 日まで」

は、1(4)の場合には、令和2年旧法人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により令和2年旧法人税法第4条の2の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載すること。

4 連結親法人及び連結子法人がこの届出書を提出する場合には、「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中「事業年度の所得」とあるのは「連結事業年度の連結所得」と、「確定申告書」とあるのは「連結確定申告書」と読み替えて記載すること。

5 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなっている箇所については、届出の内容に応じていずれか該当する口にレ印を付すこと。ただし、1(2)又は(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数に変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数に変更された」と、1(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と、「下記のとおり指定があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定があった」と、「指定が取り消された」とあるのは「連結親法人について指定が取り消された」と、1(4)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた」とあるのは「下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった」と読み替えて該当する口にレ印を付すこと。

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

(1) 定款等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書（法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項の規定による申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長を申請する場合（(2)及び(3)に掲げる場合を除く。） 当該延長を受けようとする事業年度終了の日まで

(2) 当該法人（通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）に限る。）若しくは当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係

をいう。以下この記載要領において同じ。)がある通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため、又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額(同法第2条第19号に規定する欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)及び法人税の額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から2月以内に申告納付することができない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長を申請する場合 当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

(3) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。以下この記載要領において同じ。)の定款等の定めにより、若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人(令和2年旧法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。)に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から2月以内に当該連結親法人の各連結事業年度(令和2年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の決算についての定時総会が招集されない常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得(令和2年旧法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。以下この記載要領において同じ。)の金額の計算を了することができないため、各事業年度終了の日から2月以内に申告納付することができない状況にあるため、確定申告書の提出期限の延長を申請する場合 当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

(4) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合(5)及び(6)に掲げる場合を除く。) 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

(5) 当該法人(通算法人に限る。)又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

(6) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

(7) 当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から3月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合(8)及び(9)に掲げる場合を除く。) 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日まで

(8) 当該法人(通算法人に限る。)又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

(9) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があるため、確定申告書の提出期限の延長及び指定を申請する場合 当該延長及び指定を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

(10) (4)又は(7)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日まで

(11) (5)、(6)、(8)又は(9)に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合 当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の1は、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。この場合において、指定を受けたいときは、延長期間の月数を「()月間」内に、指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を1月間(通算法人及び連結申告法人(令和2年旧法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあっては、2月間)としたいときは、指定の取消しを受ける前の延長期間を「取消し前()月間」内に、指定に係る月数の変更を受けたいときは、変更する前の延長期間を「変更前()月間」内に、変更しようとする延長期間を「変更後()月間」内に記入すること。なお、法第72条の25第3項第1号若しくは第5項第1号又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下この取扱要領において「令和2年旧法」という。)第72条の25第5項第1号に掲げる場合には、()内には「2」から「4」まで(通算法人及び連結申告法人にあっては「3」又は「4」)の数字を記載すること。なお、連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「通算法人」とあるのは、「連結申告法人」と読み替えて記載すること。

8 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の2は、6(1)から(11)までに掲げる事由が生じたこととなった理由を簡明に記載すること。なお、連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には「通算法人」とあるのは「連結申告法人」と、「当該各事業年度(他の通算法人の各事業年度を含む。)」とあるのは「連結親法人の各事業年度」と、「通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」とあるのは「連結親法人が各連結事業年度の連結所得の金額」と読み替えて記載すること。

9 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の3は、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。

10 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の4は、この申請書に添付したものに於いて該当する□にレ印を付すこと。

- 11 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。なお、連結子法人がこの届出書又は申請書を提出する場合には、「通算親法人」とあるのは、「連結親法人」と読み替えて記載すること。
- (1) 1 (1)、(2)及び(3)の場合 当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
 - (2) 1 (4)の場合 当該処分を受けた法人
 - (3) 6の場合 法第72条の25第5項若しくは令和2年旧法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長又は法第72条の25第5項各号若しくは令和2年旧法第72条の25第5項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更を申請する法人（通算子法人又は連結子法人に限る。）